

中間市飼犬条例施行規則（平成12年4月1日規則第8号）

最終改正:

改正内容:平成12年4月1日規則第8号

○中間市飼犬条例施行規則

平成12年4月1日規則第8号

中間市飼犬条例施行規則

中間市畜犬取締条例施行規則(昭和48年中間市規則第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、中間市飼犬条例(平成12年中間市条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)第3条の規定により、犬の登録を申請しようとする者は、犬の登録申請書兼狂犬病予防注射済票交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録申請の際に申請者に対し、鑑札(第2号様式)を交付しなければならない。

3 登録申請書は、原簿を兼ねるものとする。

(鑑札の再交付)

第3条 飼い主は、鑑札を破損し、又は紛失したときは、省令第6条の規定により鑑札再交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、鑑札の再交付を受けなければならない。

(犬の死亡の届出)

第4条 飼い主は、犬が死亡したときは、省令第8条の規定により犬の死亡届出書(第4号様式)を、市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第5条 飼い主は、登録事項の変更が生じたときは、省令第9条の規定により犬の登録事項変更届出書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(注射済票の交付申請)

第6条 省令第12条の規定により注射済票の交付を受けようとする者は、犬の登録申請書兼狂犬病予防注射済票交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、狂犬病の予防注射を実施したときは、注射済票(第6号様式)を交付しなければならない。

(注射済票の再交付の申請)

第7条 飼い主は、注射済票を破損し、又は紛失したときは、省令第13条の規定により、注射済票再交付申請書(第7号様式)を市長に提出し、注射済票の再交付を受けなければならない。

(身分証明書)

第8条 条例第7条に規定する身分を示す証明書は、第8号様式に定めるとおりとする。

(手数料)

第9条 事務手数料は、中間市手数料条例(平成12年条例第12号)に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。